

令和 6 年

第 2 回 由 利 本 荘 市 議 会  
定 例 会 （ 6 月 ） 提 出 議 案

令和 6 年 6 月 3 日

秋 田 県 由 利 本 荘 市

令和6年第2回由利本荘市議会定例会（6月）提出議案一覧表		ページ
報告第 1号	由利本荘市税条例の一部を改正する条例専決処分報告	1
報告第 2号	由利本荘市都市計画税条例の一部を改正する条例専決処分報告	1 3
報告第 3号	由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分報告	1 6
報告第 4号	令和5年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第3号）専決処分報告	1 8
報告第 5号	令和5年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号） 専決処分報告	1 9
報告第 6号	令和5年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号） 専決処分報告	2 0
報告第 7号	令和5年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（専決第1号）専 決処分報告	2 1
報告第 8号	令和5年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（専決第1 号）専決処分報告	2 2
報告第 9号	令和5年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（専決第1号） 専決処分報告	2 3
報告第 10号	令和6年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第1号）専決処分報告	2 4
議案第 79号	由利本荘市教育委員会委員の任命について	2 5
議案第 80号	由利本荘市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の 一部を改正する条例案	2 6
議案第 81号	由利本荘市過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関す る条例の一部を改正する条例案	2 7
議案第 82号	由利本荘市コミュニティバス等運行事業条例の一部を改正する条例案	2 8
議案第 83号	由利本荘市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条 例案	3 0
議案第 84号	由利本荘市地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例の一部を 改正する条例案	3 1
議案第 85号	由利本荘市鶴舞温泉及び休養施設条例の一部を改正する条例案	3 3
議案第 86号	由利本荘市石脇コミュニティセンター等条例の一部を改正する条例案	3 5
議案第 87号	由利本荘市総合交流ターミナル施設条例の一部を改正する条例案	3 7

議案第 88号	令和6年度由利本荘市一般会計補正予算（第3号）	別 冊
議案第 89号	令和6年度由利本荘市一般会計補正予算（第4号）	別 冊
議案第 90号	令和6年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第1号）	別 冊
議案第 91号	令和6年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）	別 冊
議案第 92号	令和6年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（第1号）	別 冊
議案第 93号	令和6年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第1号）	別 冊
議案第 94号	令和6年度由利本荘市下水道事業会計補正予算（第1号）	別 冊
議案第 95号	令和6年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第1号）	別 冊

報告第1号

由利本荘市税条例の一部を改正する条例専決処分報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、由利本荘市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めらる。

令和6年6月3日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

## 処分第5号

### 由利本荘市税条例の一部を改正する条例

由利本荘市税条例（平成17年由利本荘市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第1号中「又は金銭」を削り、同号ケを次のように改める。

ケ 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第47条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第47条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第64条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第81条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第81条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第131条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第131条第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第8条の2を削る。

附則第9条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第9条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第

1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第20条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第20条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第28条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第11条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第14条の5の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第14条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定することにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第14条の8において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第21条、第23条から第25条まで、附則第9条第2項、附則第13条第1項、附則第14条の2の2第1項、附則第14条の3及び附則第14条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の2第2項、第44条の5第1項及び附則第14条の3の規定の適用については、第23条の2第2項及び附則第14条の3中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び法附則第5条の8第6項」と、第44条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第14条の6第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第14条の6第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第14条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第34条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第33条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはなしとし、第33条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第33条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、

当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においては、第3期納期においてははその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した金額とし、第4期納期においてははその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においては、第4期納期においてははその者の普通徴収に係る個人の市民税の額及び普通徴収に係る個人の県民税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第44条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第14条の8 令和6年度分の個人の市民税に限り、第44条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第14条の6第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第44条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期

納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第44条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計

額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第44条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第14条の8第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第44条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第44条の5第2項の規定により読み替えられた第44条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第44条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第14条の8第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第44条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第14条の9 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第21条、第23条から第25条まで、附則第9条第2項、附則第13条第1項、附則第14条の2の2第1項、附則第14条の3及び附則第14条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第15条第2項中「前条」を「附則第14条の3」に改め、同条第3項中「第25条第1項」の次に「、附則第14条の6第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第25条第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第14条の6第1項中「附則第14条の3及び」とあるのは「、附則第15条第2項及び」と、前条中「附則第14条の3及び」とあるのは「附則第14条の3、附則第14条の4第2項及び」とする」に改める。

附則第17条の2第21項を削り、同条第20項を同条第21項とし、同条第19項

中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

附則第17条の2第22項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第27項を同条第28項とし、同条第26項を同条第27項とし、同条第25項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第26項とし、同条第24項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第25項とし、同条第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第18条第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第20条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第21条の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第22条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第24条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第30条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第31条の2第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第14条の6及び附則第14条の9の規定の適用については、附則第14条の6第1項及び附則第14条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第31条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第32条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第14条の6及び附則第14条の9の規定の適用については、附則第14条の6第1項及び附則第14条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第32条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第33条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第14条の6及び附則第14条の9の規定の適用については、附則第14条の6第1項及び附則第14条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第33条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第36条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第14条の6及び附則第14条の9の規定の適用については、附則第14条

の6第1項及び附則第14条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第36条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第37条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第14条の6及び附則第14条の9の規定の適用については、附則第14条の6第1項及び附則第14条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第42条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第14条の6及び附則第14条の9の規定の適用については、附則第14条の6第1項及び附則第14条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第43条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第14条の6及び附則第14条の9の規定の適用については、附則第14条の6第1項及び附則第14条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第43条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第43条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第14条の6及び附則第14条の9の規定の適用については、附則第14条の6第1項及び附則第14条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第43条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第43条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第14条の6及び附則第14条の9の規定の適用については、附則第14条の6第1項及び附則第14条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第43条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第43条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第14条の6及び附則第14条の9の規定の適用については、附則第14条の6第1項及び附則第14条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第43条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第64条の改正規定 令和7年4月1日
- (2) 第23条の2第1項の改正規定、附則第8条の2を削る改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月

1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の市税条例第23条の2第1項(第1号ケに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第1号ケ中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年3月31日

由利本荘市長 湊 貴 信

報告第 2 号

由利本荘市都市計画税条例の一部を改正する条例専決処分報告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、由利本荘市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

## 処分第 6 号

### 由利本荘市都市計画税条例の一部を改正する条例

由利本荘市都市計画税条例（平成 17 年由利本荘市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項（見出しを含む。）を削る。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同項を附則第 3 項とする。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改め、同項を附則第 4 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 15 条第 38 項の条例で定める割合）

5 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改める。

附則第 8 項の前の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては、100 分の 2.5）」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第 9 項及び第 10 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改める。

附則第 11 項及び第 12 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 13 項の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第 16 項中「附則第 8 項、第 9 項」を「附則第 9 項」に改める。

附則第 17 項中「第 35 項まで、第 38 項、第 39 項、第 43 項若しくは第 46 項」を「第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 45 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の由利本荘市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年3月31日

由利本荘市長 湊 貴 信

報告第3号

由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和6年6月3日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

処分第7号

由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

由利本荘市国民健康保険税条例（平成17年由利本荘市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第25条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の由利本荘市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年3月31日

由利本荘市長 湊 貴 信

報告第4号

令和5年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第3号）専決処分報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第3号）を専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和6年6月3日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

報告第5号

令和5年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）を専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和6年6月3日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

報告第6号

令和5年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）を専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和6年6月3日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

報告第7号

令和5年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（専決第1号）を専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和6年6月3日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

報告第 8 号

令和 5 年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（専決第 1 号）専決処分  
報告

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 5 年度由  
利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（専決第 1 号）を専決処分したので、同条第  
3 項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

報告第9号

令和5年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（専決第1号）を専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和6年6月3日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

報告第10号

令和6年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第1号）を専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和6年6月3日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

議案第79号

由利本荘市教育委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 嵯 峨 泰 治

年 月 日生

令和6年6月3日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市教育委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

## 議案第80号

由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する  
条例（案）

由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正す  
る条例

由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年由利本  
荘市条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 9 令和6年7月1日から同年9月30日までの間における市長の給料月額並びに令和6  
年7月1日から同年7月31日までの間における副市長及び企業管理者の給料月額は、  
第2条の規定にかかわらず、別表第1に定める給料月額から、当該給料月額の10分の  
1に相当する額を減じて得た額とする。ただし、当該期間の期末手当及び退職手当の額  
の算出の基礎となる給料月額は、同表に定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月3日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

市長、副市長及び企業管理者の給料月額を期間を定めて減額するため、条例の一部を  
改正しようとするものである。

## 議案第 8 1 号

由利本荘市過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成 17 年由利本荘市条例第 7 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 1 2 条第 3 項」を「第 1 2 条第 4 項」に、「第 4 5 条第 2 項」を「第 4 5 条第 3 項」に、「第 2 8 条の 9 第 1 0 項」を「第 2 8 条の 9 第 2 0 項」に、「令和 6 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

### 提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法関係省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 82 号

由利本荘市コミュニティバス等運行事業条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市コミュニティバス等運行事業条例の一部を改正する条例

由利本荘市コミュニティバス等運行事業条例(平成 19 年由利本荘市条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項」を「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

使用料

区分	使用料（乗車 1 回）	割引使用料
大人（中学生以上）	200 円	（回数券） 11 回券 2,000 円 （通学定期券） 中学生 1 箇月 4,000 円 3 箇月 11,400 円 6 箇月 21,600 円 高校生 1 箇月 4,800 円 3 箇月 13,600 円 6 箇月 25,900 円
小人（小学生以下）	100 円	（回数券） 11 回券 1,000 円 （通学定期券） 小学生 1 箇月 2,400 円 3 箇月 6,800 円 6 箇月 12,900 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月3日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

根拠法令の変更及び使用料に係る規定の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 83 号

由利本荘市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市スクールバスの住民利用に関する条例（平成 24 年由利本荘市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（区間）

第 3 条 前条の規定によりスクールバスを有償で運行する区間は、国土交通大臣の登録を受けた区間とする。

第 8 条中「地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項」を「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

運行区間の規定の改定及び根拠法令の変更に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 8 4 号

由利本荘市地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例の一部を改正する条例（案）  
 由利本荘市地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例の一部を改正する条例

由利本荘市地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例（平成 1 8 年由利本荘市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

総合事業家事	利用回数	金額
援助サービス 事業	週 1 回程度	1 8 7 円／回
	月 4 回超の場合	8 2 3 円／月
	週 2 回程度	1 9 0 円／回
	月 8 回超の場合	1, 6 4 4 円／月
総合事業生活	1 日利用につき（月 2 回程度）	2 0 3 円／回
機能向上サー ビス事業	半日利用につき（月 2 回程度）	1 4 2 円／回
	送迎（往復）	9 0 円／回

」を

「

総合事業家事	利用内容	金額
援助サービス 事業	所要時間 2 0 分以上 4 5 分未満	1 2 5 円／回
	所要時間 4 5 分以上の場合	1 5 4 円／回
総合事業生活	1 日利用につき（月 2 回程度）	2 4 0 円／回
機能向上サー ビス事業	半日利用につき（月 2 回程度）	1 6 8 円／回
	送迎（往復）	9 4 円／回

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年6月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の由利本荘市地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例別表の規定は、令和6年6月分の費用徴収額から適用し、同年5月分の費用徴収額までについては、なお従前の例による。

令和6年6月3日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

地域支援事業の費用の額等に係る規定を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 85 号

由利本荘市鶴舞温泉及び休養施設条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市鶴舞温泉及び休養施設条例の一部を改正する条例

由利本荘市鶴舞温泉及び休養施設条例（平成 17 年由利本荘市条例第 174 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 10 条、第 16 条関係）

施設使用料

1 温泉休養施設 鶴舞温泉

使用区分	使用の単位	使用料		摘要
		大人（中学生以上）	小人（小学生）	
入浴	1 人 1 日	700 円	420 円	
中広間	1 人につき	1,320 円	660 円	
	貸切り（1 時間につき）	2,640 円		
食堂	1 箇月につき	定額 52,380 円と売上の 5% を加算した金額		

注

- ア 食堂を使用する者から定額の 3 箇月分の敷金を徴収する。
- イ 敷金は、使用許可期間が満了したときに返還する。
- ウ 敷金には利子をつけない。

2 本荘公園休憩施設

使用区分		使用の単位	使用料	摘要
大広間		貸切り（1 時間につき）	5,280 円	
個室	8 畳間	1 室 6 時間まで 1 時間を増すごとに 500 円 を加算する。	3,170 円	
	10 畳間	1 室 6 時間まで 1 時間を増すごとに 620 円	3,960 円	

		を加算する。		
	1 2 畳間	1 室 6 時間まで 1 時間を増すごとに 7 6 0 円 を加算する。	4, 7 5 0 円	
売店		1 箇月につき	定額の 2 0, 9 5 0 円 と売上げの 5 % を加 算した額	

注

- ア 売店を使用する者から定額の 3 箇月分の敷金を徴収する。
- イ 敷金は、使用許可期間が満了したときに返還する。
- ウ 敷金には利子を付けない。
- エ 1 時間未満の端数が生じた場合は、1 時間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の由利本荘市鶴舞温泉及び休養施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 6 年 6 月 3 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

鶴舞温泉及び本荘公園休憩施設の使用料を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 86 号

由利本荘市石脇コミュニティセンター等条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市石脇コミュニティセンター等条例の一部を改正する条例

由利本荘市石脇コミュニティセンター等条例（平成 18 年由利本荘市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 石脇コミュニティセンターの表を次のように改める。

1 石脇コミュニティセンター

使用区分	使用の単位	使用料	摘要
集会室	貸切り	88 畳（全体）	7,550 円
	（午後 5 時 30 分から午後 8 時	48 畳	5,030 円
	30 分まで）	40 畳	3,770 円
研修室	1 室 4 時間まで 1 時間を増すごとに 500 円を 加算する。		1,880 円

備考 1 時間未満の端数が生じた場合は、1 時間とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の由利本荘市石脇コミュニティセンター等条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 6 年 6 月 3 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

石脇コミュニティセンターの使用料を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 87 号

由利本荘市総合交流ターミナル施設条例の一部を改正する条例（案）  
 由利本荘市総合交流ターミナル施設条例の一部を改正する条例

由利本荘市総合交流ターミナル施設条例（平成 17 年由利本荘市条例第 318 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 大内総合交流ターミナル施設の表中

「

物販コーナー	1 月につき（1 平方メートル当たり）	370 円
食事	1 品	実費に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を勘案して市長が定める額

備考

- 1 使用する時間又は期間が使用の単位に満たないときは、これを切り上げる。
- 2 物販コーナーの使用に係る光熱水費等は、実費とする。
- 3 物販コーナー事業者が食事を提供する場合は、事業者が定める額とする。

」を

「

物販コーナー	1 月につき（1 平方メートル当たり）	370 円
地域食材試食室	1 月につき（1 平方メートル当たり）	370 円
食事	1 品	実費に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を勘案して市長が定める額

備考

- 1 使用する時間又は期間が使用の単位に満たないときは、これを切り上げる。
- 2 物販コーナー及び地域食材試食室の使用に係る光熱水費等は、実費とする。
- 3 物販コーナー及び地域食材試食室事業者が食事を提供する場合は、事業者が定める額とする。

」に

改める。

附 則  
この条例は、令和6年8月1日から施行する。

令和6年6月3日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

大内総合交流ターミナル施設の使用料に係る規定を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。